

中間試験 (2018.05.24.実施)

はじめに

1)中間試験の意味

- 1.講義理解度を自己点検する 2.答案(レポート・論文等)の書き方練習

2)試験内容

- 1.設問の「1」から「3」は毎回の自己点検で記述する内容と同様
2.定期試験内容と同じ形式、なお、試験範囲である労働団体法分野も定期試験の試験範囲

3)試験時間：30分

問題

以下の①から②の新聞記事のうちから一つを選び、次の点につき答えなさい。

1. 記事において問題となっている労働法上の論点
2. その論点の前提となる法内容の説明
3. その論点に関する諸説
4. その論点に関する自らの見解

注意：1.いずれの記事を選択したのかを明記すること。

2.出題への解答に直接関係のない事項を記入した場合には、答案を無効と扱う。

3.採点基準(50点満点で採点する)

a)設問の1.から4.の項目毎に、基本的には○△Xの三段階評価を行う。

b)○は必要なことが述べられている場合につけ、10点。

△は不十分にしか述べられていない場合につけ、5点。

Xは何も述べられていない、ないし関係ないことを述べている場合で、0点。

c)独創的な考えがみられた場合には、各問共に10点の範囲で追加点をつける。

①ファミマ事件

朝日新聞 2015年04月16日

東京都労働委員会に救済を申し立てていたのは、FC店主らによる「ファミリーマート加盟店ユニオン」。店舗運営ではわずかな裁量しかなく、自分たちは労働組合法上の労働者にあたると主張していた。一方、ファミマは「加盟店主はあくまで独立した経営者」とコメントした。

②長崎自動車事件

朝日新聞 2016年12月29日

長崎自動車の労働組合「長崎バスユニオン」は27日、多数労組と比べて不利な扱いを受けたとして、県労働委員会に不当労働行為の救済を申し立てた。申立書によると、組合事務所や掲示板の貸与、車両配分、新入社員への説明・勧誘の機会などの面で、多数が所属する「長崎私交通労働組合」と比べて不利な扱いを受けたという。